

午前 9時29分開議

◎開議の宣告

○議長（片柳悦夫君） 本日は定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に入ります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、6番議員 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） さきの通告どおり一般質問させていただきます。

最初に、国土強靱化地域計画について伺います。

令和4年度計画の始期として国土強靱化計画を作成したとありますが、赤城西麓土地改良事業で水兼道路が整備されました。年月がたち、ひび割れ等道路の傷みがひどくなっています。地域計画では、事前に備えるべき目標の中で道路施設等の老朽化対策が書かれています。道路施設等について、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行しています。計画では、大規模災害においても十分な機能が発揮できるよう、計画的に点検、調査、改修を行い、健全な状態を維持する必要があるとありますが、水兼道路の改修及び整備等について、地域計画に入っているか、総務課長に伺います。

また、今後どのように実施していくのか、村長に伺います。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 阿部孝司議員さんの国土強靱化地域計画についてのご質問に

お答えいたします。

まず、国土強靱化とは、大規模自然災害時に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することとなっております。

昭和村国土強靱化地域計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、令和3年度に策定いたしました。

ご質問の道路施設等の修繕計画につきましては、道路施設等の老朽化対策として、各種長寿命化計画等に基づき、計画的に点検・調査、改修及び整備等を行い、健全な状態を維持する旨、同計画に盛り込まれておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 阿部孝司議員さんの国土強靱化地域計画についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の今後どのように実施していくのかにつきましては、まず、橋梁は橋梁長寿命化修繕計画が策定されており、5年ごとの点検が義務づけられておりますので、5年ごとに計画の更新と計画に基づく補修等を行ってまいりたいと思っております。

道路につきましては、道路舗装維持修繕計画の策定時の点検結果を基に補修等を行っていきたいと考えておりますが、この点検は1級・2級村道のみ行ったものでありますので、そのほか村道につきましては、職員の道路巡視等による目視点検にて、補修等の対応を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 近年では集中豪雨が多発しております。一昨日は隣の県である栃木県で1時間の降水量が110ミリの猛烈な雨を記録したと言われます。昭和村でも、いつ集中豪雨に遭うかも分かりません。道路が寸断され、野菜王国昭和村が甚大な被害を受けるかもしれません。被害を最小限に抑えられるよう道路整備を急いでいただきたいと思っております。

点検、補修等を行っていただいておりますが、いつ点検したか、これからするのか、い

つ修理をするのか、具体的なことがありましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願
いします。村長。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

明確ないつ点検するか、そういった計画等は特にございませませんが、1・2級村道につき
ましては、先ほどお話ありましたように、既に点検を行っておりますので、その調査結果
に基づいて対策をしておりますが、その他村道につきましては、随時、道路巡視等を行
いまして行っていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） これから点検ということですが、村長も、道路を通ってみれば分
かると言うんですけれども、大分道路がひどくてこんにやく農家の人たちも修理を早くし
てもらいたいという声が聞かれるわけですけれども、今トラクターが大型化して道路が大
分傷んできております。そして、水兼道路の面積というんですか、長さもすごいあるわけ
ですので、悪いところから早く始めてもらわなければ全部一遍に直すというわけにはいか
ないと思うので、その辺をどのように考えているか、村長にお聞かせ願えればと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

以前も、水兼道路のひび割れ等々の質問がございました。その後、何とか応急対応がで
きる方法はないかということで、担当職員に指示をしたんですけれども、今その応急対応
でテスト的にやってどの程度ということを確認作業ができるような準備は今進めさせてい
るんですけれども、ただどこでどういった豪雨が降るかということがなかなか想定しにく
い部分もあります。これまでは豪雨があつてその水兼道路がもう舗装が浮き上がって流さ
れてしまつて補修したんだという箇所があつたんですけれども、できるだけそういうふう
になりそうな箇所をやっぱり専門家のいろいろな皆さんの意見を聞きながら、箇所を確認
をさせてもらいながらできればなとは思っています。

いずれにしても、一気に全部の区域をするということなかなかできませんので、逐次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 今、村長が言われたように非常に面積というんですか、道路の長さもありますので、悪いところから早く修理、補修とかしていただければありがたいと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

自治体職員の副業についてですが、全国の自治体で職員が副業として、農業に従事することを認める動きが広がっています。

昭和村でもコンニャク堀取りや、野菜の出荷最盛期に人手不足となることがあると思われれます。

県に制度化を要望してほしいが、村長の考えをお聞きします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 2項目めの自治体職員の副業についてのご質問にお答えをいたします。

地方公務員は、地方公務員法第38条第1項の規定により、営利企業への従事等が制限されており、従事するには申請が必要となります。また、申請を行っても、職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や、全体の奉仕者である公務員として適当でない場合などは許可されません。

そのような状況であります。昨今の社会情勢で、多様で柔軟な働き方や人口減少に伴う人材不足等を背景に、民間企業においては兼業や副業が促進されてきております。また、公務員でも地域貢献活動や地場産業の保護のためであれば認めている自治体が多数あるとのこと。

制度化を県に要望してほしいとのことですが、申請及び許可に関しましては、各自治体の判断となりますので、特段、県に対して要望を行うことは考えておりません。

副業を行うに当たりましては、公務員の遂行に支障が生じないこと、公正を確保できる

こと等を考慮し、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 今、制度化は県に要望しないで自治体の判断でよいということでございますが、村長は昭和村ではどういうふうを考えているか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 私も報道等でですね、新聞だと思うんですけども、そういった役場職員がそういったところへ出向いて兼業というか働いているという話も聞いたことがありますし、どこの町だったか、そのことを町長が判断をして認めたというような判断がある事例も聞いております。

昭和村としましても、そういうことが可能であれば考えていかなければなりませんけれども、これはやっぱり雇用している側の皆さんの都合、そしてまた働く人、例えば、村で言えば役場の職員、公務員ですけども、公務員についてはいろいろな制限がありますけれども、今はそういうことが認められるということになっておりますので、そこはまたいろいろと工夫が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺は工夫をして判断をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 私が見たのは、この全国の農業新聞に農業者の高齢化による人手不足をカバーするのが狙いだということで、繁忙期が集中する品目では収穫期のみといった期間限定の戦力も欠かせない、地域の産業を支えようという取組の自治体を紹介しているわけなんですけれども、人手不足解消へ各地で制度化をしているということでもあります。

この新聞では山形のサクランボ、長野県のブドウ、果樹ですね。そういうのが紹介されているわけですけども、今すぐということではないんですけども、これから人口減少が進み、高齢化も進んでまいります。高齢で人手がなく経営をやめようと思う人も、手伝

ってくれる人がいれば元気なうちは何年か経営をやろうと、経営が延びて健康寿命も延びるんじゃないかと。また、研修生がいない農家やパートさんが見つからなくて収穫ができなかったときに、制度ができて利用できればよいと思いますが、昭和村の職員も忙しくて、そういうことができるかどうか分からないんですけれども、これからそういうことも考えていく時期も来るんじゃないかと思うんですけれども、もう一度、村長にお伺いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 公務員については副業を行わうに当たりましては、先ほど申しましたけれども、公務の遂行に支障が生じないことというのがあります。そういったところも生じないことが確認できたり、またそういったことがまたしたいというような職員の意見等、またあれば聞きながら、そういった取組がいずれできる機会がくれたらいいなというふうには私も考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 阿部孝司君。

〔6番 阿部孝司君発言〕

○6番（阿部孝司君） 少子高齢化で時代も大分変わってくると思うので、時に応じて、この自治体職員の補強というのも考えてもらえればいいのかななんて思うわけですが、お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 次に、7番議員 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） さきの通告のとおり一般質問をさせていただきます。

感染症後の村政運営について、1点に絞り書きましたけれども、ほかにもいろいろ聞きたいことがあるんですが、時間の都合上、今回は2点に絞ってお聞きします。

まず、コロナ感染症により約4年間の恐怖と疲弊した生活からようやく開放され、感染症以前の生活に戻れると期待していました。しかし、ロシアのウクライナ侵攻戦略等による世界経済の混乱が原因と思われる円安により電気、燃料代の高騰、食料品、農業資材等、ほとんどのものが値上がりし、村民の皆さんから経済に対する不安の声をよく耳にするよ

うになりました。元の生活に戻るにはまだまだ時間がかかると思います。

過日、地区共同の草刈りがありました。そのとき年金暮らしをしている高齢者からこんな相談を受けました。年金から差し引かれる介護保険料は何とかならないのか、いろいろが値上がりし生活が大変だ、上下水道料金を補助してもらえたから何とかなっていたけれども、元に戻されると本当に困る。何とかしてほしいという内容です。村長に伺います。

年金生活者の介護保険料を補助することは難しいと思いますので、それに代わる補助として、上下水道基本料金をコロナ対策後も継続し、年金生活者の経済支援を実施すべきだと思いますが、回答をお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林祐司議員さんのコロナ後の村政運営についてのご質問にお答えいたします。

村では、新型コロナウイルス感染症が住民生活や経済活動に影響を及ぼす中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やふるさと納税などを活用し、住民生活の支援、事業者の支援を行うため、様々な事業を展開してまいりました。

取り組んだ事業の中には、上下水道基本料金等の減免があり、住民及び村内事業者へ幅広い経済的支援を行ってまいりました。

ご質問の上下水道基本料金の減免については、継続する予定はありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような国からの支援があるときは検討してまいりたいと考えております。

今後は、給食費の無料化に加え、新築住宅補助金の増額など、人口減少対策を行うための予算を増加する見込みであり、学校の整備も控えていることから、村の財政状況を考慮しつつ健全な村政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） 座ったままで失礼します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは上下水道の補助金なんですけれ

ども、上下水道合わせて1年間で約4,000万円の補助がありました。このうち、村で補助をした額は幾らになるのか。国から来た金に村から足した金というのがあるわけだけでも、それは幾らになるのでしょうか。誰か、答えは。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） すみません。その詳細につきましては、確認した資料等ございませんので、後ほど答えさせていただけたらと思うんですけども。すみません。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それでは、建設課長、ついでという言い方は失礼かな。

もう一つ、水道料金の上下水道の基本料金は、年金生活者、一般村民、多少の所得の増減、所得によつての増減はあると思いますけれども、基本的に幾らになるんですか。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

基本料金につきましては、水道料は2か月、20トンまで1,000円となっていますので、1か月あたりにしますとおよそ500円と基本料金はなります。

下水道料金につきましては、世帯当たり、2か月につきまして1,000円ですので、こちらが世帯当たり、1か月あたりにしますと500円となっております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それじゃ、実施した臨時交付金は500円、500円の補助で4,000万になったということかい。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 減免いたしましたのは、水道料金の基本料金並びに下水道料金の基本料金と、水道料金のメーター使用量がこれに含まれます。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） メーター使用料というのは幾らになる。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） メーター使用量につきましては、そのついているメーターの大きさによって異なりますので、一般的な家庭ですと13ミリですと、使用料が2か月にて140円となっております。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） そうすると、月に直すと1,140円で、1期分、6期取っているから1期分というところの倍で2,280円を減免ということかい。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 水道料金、下水道料金に対しますとそのようになります。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それで4,000万円というと、じゃ何件に補助が。そうすると世帯数で何件に補助したんかね。補助金額というのは何件になるか。いいです、いいです。

何でこういうことを聞いたかったかという、年金生活者は、今度住民課長でいいです。住民課長、昭和村の年金生活者の平均支給額というのは幾らぐらいになるのかね。

○議長（片柳悦夫君） 住民課長。

〔住民課長 小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君） ご質問は昭和村の年金受給者の平均額ということでございますが、昭和村の年金平均額というのは、こちらでは把握しておりません。その代わりに申し上げますけれども、老齢基礎年金の受給額をお答えしたいと思います。

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料全てを納めた方が、満額で老齢基礎年金79万5,000円を受け取ることができます。なお、月額にいたしますと6万6,250円でございます。

以上です。お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それで、独り暮らしの年金生活者は本当に年金だけで生活している人。でも、持ち家があるとなってくると、その人はその年金の中から固定資産税、水道料もちろんそうですけれども、様々な、あと介護保険料も間違いなく引かれるわけですよ、課長ね。そうすると6万6,000円、これは平均的な額だと思います。

やっぱりこれ私も調べたんですけども、これは二十歳から60歳まで毎月滞納なく掛金を納めた人、これが多分2021年か2022年のときのこの金額なんですよ、今、課長が言ったものは。それが私ぐらいの年代の人が過去に遡っては、私より上の人たち。それが滞納というか未納期間があれば、その分は年金がもらえないわけです。そうすると一月6万6,250円の人がやっぱり5万円とか5万5,000円、1万円ぐらい少なくなる。そういう人がいるんですよ。そうなった場合、このご時世で年金は値上がりしないんですよ。でも、ほかのものは全部値上がりしている。それで、減免が今聞いてみたら、もう少しあるのかと思ったら1人二月で2,000円、3,000円、でも、これでも助かるという。こういう人たちが、例えばこの6万円は大過ぎる。例えば5万円として2万円を様々な経費で引かれると残りの3万円で生活しなくちゃいけない。それにそうすると食料代、水道光熱費、そのほかに医者にかかれば医療費も多少は払わなきゃいけない。そういうもろもろの経費を引くときぎりぎりの生活をしているということになるんです。

確かに、村長は健全な財政運営と言っているんですけども、第5次総合計画では「みんなでつくろう元気な昭和村」と、村長、うたっているんですよ。みんなでつくるんですよ、いい村って何かなって、これ考えたときに、村長のいい村っていう定義はどういう村がいい村なんですかね、そこをちょっと聞きたい。抽象的で申し訳ないんですけども。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 大変難しい質問といたしますか、いい村はいい村というのは、生活がしやすいとか働きやすいとか、子供たちで言えば勉強がしやすいとか、様々な定義、その中に含まれるかなと思うんですけども。

いずれにしても、県もよく言いますが、幸福度、幸福度の向上とか、いろいろなことを言っております。なかなかそれぞれの家庭の事情やいろいろな生活体の中で平等というか同じでないスタイルが続いております。それを全部同じにすることはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。

その中で今回、水道料の減免は特殊事例の中で水道下水をやらせてもらいました。この交付金事業については、いろいろな選択肢がありました。どういうふうにしたら困っている人にその国から来る交付金をまた村が少しでも、少しですけれども上乗せをして皆さんに活用してもらえるかということが根本にありまして、水道とか下水、これは全ての方に関わることだという中で、この交付金の事業の中でこの事業を村は選択をさせてもらいました。

ですから、先ほど申しましたように、この事業の中でやってきたので、この事業がなければ今回は継続はできないという話。また、今後、国もどういった施策を出してくるか分かりません。物価高騰対策等々、また国もいろいろな施策、今度はコロナ対策じゃなくしてするような話も出ておりますけれども、そういったもののやはり活用についても、また随時そういった国からのそういった事業の推進の方向が示されれば、また皆さんに報告をしながら事業展開していきたいと考えておりますので、そこはご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） 私は、いい村って何だろうと考えたときに、いい村の根本的にまず第一やるべきことというのは、村民生活の生活レベルの一番の底辺を上げることだと思います。そのこれは多分、ほかの例えば、例えば悪いんですけれども、バスケットボールチーム、野球チーム、サッカーチーム、いいチーム、学校もそう、いい学校って何だったら底辺の高い学校。トップなんていうのはみんなそんなにどこへ行ったって変わりゃしない。やっぱり底辺が高いチーム、私はチームだと例えますけれども。底辺を上げることがいい村になると私は思っています。

やっぱり昭和村も村長が言うように健全な財政運営をしつつ、みんなでつくろう元気な

昭和村、みんなで作る元気な昭和村であれば、やっぱり底辺で一生懸命頑張っている人たちの生活レベルを上げてやるのが本当のいい村づくりにもつながると思うんですけども、村長、そこは私の考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） そういった意見にも共感できるところもあると思いますが、ただ1点は、この質問の中で今論議をずっと続けるとなかなか結論がなかなか出し切れないのかなと思いますけれども、先ほど私が申し上げた答弁のとおりですので、そこはご理解をいただきたいと思いますので、よろしく願い申します。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） いいですか、じゃもう一点。もうこれ皆さんが既にご承知なんですけれども、これ総務省のホームページに、皆さんよく知っていて、老後2,000万足りなくなるとか3,000万足りなくなるとかと、そういうことが2、3年前によくテレビ、新聞等で報道されたんですけれども、これ私もホームページ見て調べたんですけれども、総務省の統計局のホームページに、月28万円ゆとりある老後というのが出ているんです。ゆとりある老後を過ごすんだったら月36万要だあって、総務省が言っているんですよ。

それでこれは社会保険を掛けていた人、基礎年金と厚生年金をもらっている人の平均が月12万1,496円の人を対象にやっているんです。それでどういう月、どのぐらいの金がかかるかというのを国が言っているんだけど、食料費で3万7,485円、居住、住宅ですね。それが1万2,746円、水道光熱費1万4,704円、家具・家事5,956円、被服費等3,150円、保険・医療8,120円、交通・通信1万4,625円、教育・娯楽1万4,473円、交際費3万1,872円、税金・社会保険・介護保険ですね、等で1万2,356円で、トータルで15万5,495円、高齢者の生活するのに一月かかりますよと国が言っているんですね。そうすると月3万5,000円不足って、これが夢物語みたい、我々にしてみれば、金額なんですけれども、こういうことを言っているわけです。

これを言ったからどういうという問題じゃないんですけれども、とにかく今後、村政を運営するに当たって、やらねえと言っているんだから、これ以上言ったってしょうがない

が、お願いですけれども、村民の底辺を上げるような村政運営を今後していただければと思いますので、これをお願いして、次に移ります。

次に、防災対策について伺います。

様々な対策がある中で、今回は事前避難所設置について伺います。これは過去にも伺いました。

防災拠点としての新庁舎も完成しました。もしものときは新庁舎内に事前避難所を設置する計画はあるのか。あるのであれば、その設置体制の内容をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの2項目めの庁舎内に事前避難所を開設する計画はあるかのご質問にお答えします。

役場新庁舎は、耐震性を有するとともに非常用発電機や太陽光発電システムなどを備え、村の防災拠点としての役割を果たす庁舎となっております。

ご質問の災害時に新庁舎内に事前避難所を設置する計画はあるかについてですが、新庁舎は、災害発生時に災害対策本部が設置され、災害情報の収集や対策の検討・指示が行われる場所となるとともに、通常業務で取り扱う個人情報などを含む重要書類が保管されております。

このため、長期間滞在できる避難所として開設する計画はありませんが、地震などの災害が発生した際、ご質問にあるように指定避難所に移動する前の一時的な避難場所としての役割を担うことは可能であると考えております。

今後もしもいざというときに、住民の皆さんがあんしんして避難できるよう、避難所の運営体制の整備に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） 何でこういう質問をしたかというのと、8月15日、台風7号が北上して日本を縦断しました。そのとき、鳥取市で、警戒レベルはもう職員の皆さんご承知だと思いますけれども、レベル1からレベル5までありまして、レベル1には町長が発表す

る注意、1・2はね。避難行動を確認する。レベル3、高齢者や体の不自由な人が避難を開始する段階、また身の危険を感じたら避難を開始するのがレベル3。レベル4は全ての人が避難を開始する。レベル5、緊急安全確保、その場にとどまり身の安全を確保する。このレベル3、レベル4、レベル5というのは市町村が発表するので間違いないですかね、総務課長。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） お答えいたします。

そこにつきましては市町村が発表します。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） そのときに鳥取市でどういうことが起きたか。80代の女性が避難所で食べたおにぎりか何かを喉に詰まらされて、救急搬送ができなくて、3時間後に救急搬送したんですけれども、病院で死亡が確認されたという事案を、皆さんも新聞等を見て、テレビ等を見て承知していると思うんですけれども、問題はここなんですよ。

村も一生懸命頑張って避難所開設、防災組織をつくるということで頑張ってやっているんですけれども、昭和村のホームページを見たら、防災のホームページ見たら、子育て保育園から赤城原区民館まで15地区をその避難所にしてはいますけれども、これで総務課長、間違いないですかね、15地区で。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） ただいま避難所は15地区になります。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それで、これらのその防災避難所の安全確認というのはできているんですかね。総務課長、どうですか。安全確認、建物の風水害に対する安全確認というのはできているのか。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 安全確認等は、それぞれ確認はしていないかもしれませんが、例えば、入原地区で前、入原公民館が避難所になっていたんですが、やっぱり建物が老朽化いたしまして、場所的にも危ないということで子育て保育園に移したという経緯はあります。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） それで、やっぱり村で何でここにという、村長は一時的な避難場所としての役割を担うことは可能と書いているのでほっとしているんですけども。

レベル3になったら事前避難、災害発生時に避難をしろというのは無理な話なんですよ。これはもうテレビ、新聞等で見えて過去の実例が示しているとおりに、災害が発生します、避難してくださいというときには、土砂降りの雨だとか暴風雨が吹く中での避難になってくると、高齢者や障害を持った人たちが避難を開始するのは無理な話。じゃ今言った15地区に事前の避難所を開設しろとなったら、その対応というのは防災組織の人たちがやるのか、あるいは地区の区長さんがやるのか、そこら辺は、村長はどういうふうを考えているんですかね。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 災害時また災害が想定される場面、事前避難の場合は災害が心配される事案が一般的には多いと思います。全ての避難所へすぐに職員を回して対応させることは不可能です。そういう中で、3年前でしたかね、台風19号だったと思うんですけども、そのときに一度だけ事前避難の呼びかけをして、事前避難に来てくれた方がいました。それは台風だったんで、あらかじめ進路予想とかいろいろなその災害が心配される、いわゆる家の事情とか都合で、できたらそういう事前に避難できる場所はないかということで、またそういう問合わせの中で避難所、公民館にそのときには開設しました。そんな中で対応した経験があるので、できるだけそういった事前に災害が心配される場合の対応はできるように、今、職員の招集訓練の中でもしっかりと対応ができるようにしておりますし、そしてまた避難所の開設等々につきましても、対策本部を、警戒本部を設置した段

階で準備をしますけれども、1号招集といいまして職員の招集をかけたときにそれぞれの配置される場所も決めてございます。地域防災組織ができて、その中である程度の取組がしてくれれば職員もいろいろなところの対応がしやすくなるのかなとは思いますが、事前避難については、そういうことで今は公民館を避難場所として、また役場もそういうことで使える場所があれば使えるというふうには考えていますけれども、当然、事前避難になると時間が長くなります、避難時間が。やっぱり横になれたり、トイレがあったり、お風呂までなくても、トイレとか、ゆっくりくつろげるという言い方おかしいんですけども、足が伸ばせるようなスペースがないといけないので、多くの人数になると、やっぱり大きなスペースが要になってくるということがありますので、そういったことの対応ができる場所も、いろいろと今後、その避難所に今指定されている避難所に限らず、また準備が必要な場面には検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） 避難所に、各地区の避難を指定しているところに限らず、どこでもそうなんですけれども、村民の皆さん、どこどこに避難をしてくださいと言って避難したときから、皆さんの、村民の身の安全の確保という1つの目的は達成されるかもしれませんが、もう一つ大事なことは、人の命をそこで預かるということになってくるんですよ。まして、そういう災害時、皆さん、緊張したり、いろいろで血圧が上がったとかそういう状況下での避難になります。そうなったときに、やっぱり高齢者だとか障害のある方を各地区の避難指定所に避難させるといったら、人の命を預かること、身の安全を確保しろといったらそれはできるかもしれないけれども、避難をさせるということは人の命を預かるということです。

そうなったときに、じゃもし何かあったときに対応できるかといったら、その対応できなかったのがこの鳥取市の例だ。それなりの知識があったり対応できる人がそこにいれば、こういう事例にはならなかった。私が一番言いたいのはそこなんですよ。

だから、各避難所に避難させるのは健常者、それはレベル3・4のときにもう避難してくれて、心配な人は避難してくださいと言って避難するのは健常者の人は避難する場所であって、高齢者や障害を持った人はやっぱり事前避難です。

そこに前、私が消防の分団でやっているときには、消防で警戒本部をつくって、そのときには必ず沼田警察署と広域消防本部の職員に派遣要請をして職員に来てもらって警戒本部設置したんですよ。そういうふうに、あとはだから役場で一番年寄りの健康、血圧、そういうものにもろもろに対応できるのは保健婦の皆さんかね。そういうきちんとした体制を取ってはじめて避難所と言えると思うんですけども。

だから、そういうきちんとした体制を取って事前避難をさせる。それで、取りあえずその弱者をまず避難させておくという第1段階をクリア、きちんとクリアしてはじめて第2段階で今、村が考えているような各避難所に皆さんが避難するという、そういう方法がいと思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまいろいろと過去の消防の経験の中でのお話もございました。消防団が警戒本部をつくったということでもありますけれども、大変そのときにとっては画期的なことであったのではないかなと思います。

今、警戒本部は消防団にも来てもらうことはありますけれども、消防団に要請をかけてということなので、あるときには自主的に引き受けていた。また必要に応じては、当然招集をしますけれども、そういった中でそれぞれの意見を聞いた中で進めていきたいというふうに考えておりますし、今言われるような事前避難の対応については、保健師がということでもありますけれども、保健師の数も限られておりますし、各避難所へという対応はし切れないとは思いますが、できる限りそういった関係機関へのお願いもしっかりかけられるような準備が今必要かなというふうに思いましたので、対応できるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林祐司君。

〔7番 林 祐司君発言〕

○7番（林 祐司君） とにかく鳥取市のその事件というか、それを聞いたときに、ああ、やっぱりなという、やっぱり出たかというのが私の第一印象でした。そういう災害発生、そういう緊急時というのは、誰でも自分の行動をきちんと把握できなかつたり、予期せぬ出来事があったりという状況が絶対に起こるはずなんです。起こって当たり前なんです。

やっぱり避難所避難所と言うけれども、本当にこのところにこの避難所に本当に消防署の職員が1人いたら、そのいろいろなことに対応できる保健婦の方が1人いたらと、私はつくづく思いました。

ですから、昭和村も村長が言うように、各避難所にそれらのそういう人たちを全部配置するのは無理なんです。だから、ここでなくてもいいんです。昭和村公民館も避難所になっているから、そこを事前避難所にして、もう危ないと思ったら、前も言いましたね、空振りでもいいから開け。だから、それで消防署、警察、こんなもの派遣申請お願いすれば来るんだから、それをそういうきちんとした体制をつくって弱者をまず避難させる状況をつくって、はじめてその避難計画の根本ができるのかなと思いますので、よくよくお願いして、これ以上話ししても前に進まないのので、一般質問を終わりにします。ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

開始時間については、控室のほうでまた様子をうかがってからお知らせします。

内容について、ちょっと建設課のほうで林議員さんのほうで意見があったので、その調べがあるので、終わってから時間で、いや、この後答弁があると思うので、答弁ができ次第ということをお願いします。

午前10時18分休憩

午前10時38分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問に対しまして、建設課長から答弁の申出がありましたので、発言を許します。

建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） すみません。休憩前の林祐司議員からの再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

令和4年度の上下水道料金の基本料金及びメーター使用料につきましては、総額4,134万3,570円ございました。そのうち、交付金で賄いましたのが3,875万円、村負担が259万3,570円となっております。

また、再質問の中でございました基本料金の訂正をお願いしたいと思います。こちらの基本料金には消費税が含まれますので、上下水道料金の基本料金2か月で3,454円、1か月当たりになりますと1,727円となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 次に、3番議員 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） さきの通告どおり一般質問させていただきます。

昭和村の防災について、4項目に分けて質問させていただきます。

初めに、自主防災組織活動補助金交付限度期限延長についてです。

村では、地域住民の安全確保のため、地域防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に行政区または地区住民で組織する自主防災組織の団体を支援するために、この補助金制度を設けています。

現在、川額・常木・赤城原・入原の4つの地区で活動していると聞いています。

実際に、活動に参加させていただき、この活動が、地域住民の防災力を高め、コミュニケーションになっていると感じています。

村としても、他の地域での発足を促す働きかけをしていると認識しています。

さて、この活動を支援する補助金交付ですが、最初の交付を受けた年度から5年間を限度とすると要綱に定められています。さきに挙げた4地区の活動の順調に進み、その期限を迎える時期になっていると思います。また、コロナ禍により、活動の制限があり、計画された活動を縮小せざるを得ない状況が続いていたと思います。

そこで、今後、継続で活動してもらえるように、補助金交付期限を延ばし、組織のさらなる育成と活動の支援を検討してほしいと思います。

なお、4項目まとめて質問させていただきます。

続いての質問です。

災害時備蓄品の管理について質問します。失礼しました。その前にこちらがあります。

個別避難計画策定についてです。失礼しました。

災害時に自力避難が困難や高齢者や障害者ら要支援者一人一人の避難手順をまとめた個別避難計画。群馬県では、35市町村のおよそ5割に当たる17市町村が未策定ということです。

個別計画は、要支援者一人ごとに、本人や社会福祉協議会など関係者と調整しながら、最寄りの避難所や支援者などを記載するものです。2021年5月施行の改正災害基本法で、自治体の努力義務となっているそうです。

昭和村では、今までに防災の手引、防災マップを作成し、全戸配布を行い、村民に村の取組や防災知識などを伝えてきました。要支援者に対しても、有事の際には民生児童委員の方が情報伝達・誘導を支援してくれるのと手引に記載されています。

さらに、要支援者の方が安心して避難できるためにも個別避難計画が必要と思います。策定に向けての現在の状況と今後について説明をお願いします。

続いて、災害時備蓄品の管理についての質問です。

それぞれの避難所にある備蓄品の管理は計画的に行っていると思います。

点検時、劣化しているものは交換したり、消費期限・賞味期限のあるものは、その期限前に新しいものに交換すると思います。

使えないものは処分するかと思いますが、まだ消費期限のある食品はどのようにしていますか。

4つ目の最後の質問です。

本日は防災について質問をしております。

昭和村全体の防災力を高めるために、何年かに一度、合同避難訓練を実施することが望ましいと思います。

災害は、いつ・どこで・どのくらいの規模で起こるか分かりません。災害時、行政・地区・学校・個人と、それぞれに行動しなくてはなりません。合同避難訓練を行うことで、一連の流れを確認することは大事と考えております。

今日はこちらの防災について全て4項目で質問させていただいております。村長、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 倉沢つかさ議員さんの昭和村の防災についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、①の自主防災組織活動補助金の交付期間延長についてですが、現在、村内では入原、川額、常木、赤城原の4つの自主防災組織が活動されております。

自主防災組織活動補助金につきましては、地域の自主防災組織の活動を支援するため、令和元年度から村単独事業として制度運用を開始し、昨年度は、入原自主防災組織への1団体に補助金を交付いたしました。

倉沢議員さんのご指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響により、様々な活動が制限され、自主防災組織の活動につきましても同様であったと認識しております。

このような状況を踏まえ、さらに活動を促進するため、最初に補助金の交付を受けた年度から5年間としている交付期限については、どのくらい延長するべきか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、②の個別避難計画の策定につきましては、平成21年12月に災害時の避難支援計画の策定を機に、個別の避難計画を策定しており、現在の策定者数は46人となっております。

今後は、コロナ感染症の影響による行動制限も少なくなったことから、引き続き民生委員の皆様のお力添えをいただきながら、適正な個別計画の見直しに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、③の災害時の備蓄品の管理についてですが、食料や飲料水など、品目ごとに管理を行っており、賞味期限等のおよそ一・二か月前を目安に、新しいものと交換をしております。

賞味期限等が迫り交換した備蓄品につきましては、防災教育や食品ロスの観点から、村内小・中学校の児童・生徒へ食料品の配付を行い、飲料水は、視察研修、会議等の際に活用しております。

今後も災害発生時に備え、備蓄品の適切な管理、運用を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、④の村内合同避難訓練の計画についてですが、倉沢議員さんのご質問のとおり、災害はいつ、どこで起こるか分かりません。実際に災害が発生したときに自らの命や、家

族や周りの人たちの命を守るために、地域の災害リスクを理解し、適切な判断と行動ができる力を身につける訓練を行うことは非常に重要であると考えています。

ご質問の合同避難訓練につきましては、他の自治体の事例などを参考にし、検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） まとめてのご質問にお答えいただき、ありがとうございます。

まず1つ目のこの自主防災組織の補助金の交付を5年間としている交付期限、どのくらい延長すべきか検討していきたいということで、ありがとうございます。

今回のその4つの団体に対して1つの入原地区だけしか交付されていなかったという、総務課長の何かの答弁、何かの説明にもあったんですけども、この4つの団体が入原しか活動していなかったのかなというのをちょっとそれは疑問には思ったところであります。

というのは、やはり各地域で区長さんをはじめ、消防団をはじめ1つの村から指令されたところで動いていくという自主防災組織ということで、村長も恐らくこの組織をいろいろなところで団体を組織してほしいと願っているところではあるんですが、私が意識している中では、入原がこの4つの中では最後だったように思います。その入原地区については、毎年10月の道路愛護のときには必ず活動していこうということになりまして、消火器の訓練であったり、あとは放水の作業をしたりとかしておりまして、その中でこの地区のこの人にこの方がいたんだなという、その地域の方を知ることでも、コミュニケーションとしてすごくよかったなと思うんですけども、私は毎年、これほどの地域でもやっていると思っていたんですが、ほかの地域の今回、入原地区の補助金しか交付していないということなんですけれども、ちょっとこのところ、その3つの地区の活動について、もしお答えができるようなことがありましたら教えていただけますか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

ほかの地区の活動につきましても、何度かやってくれたという事例が私のほうへ報告があります。また、細かい内容につきましては、総務課長のほうから答弁させますので、い

ずれにしましても、そういうことで各地区で工夫をしてやってくれていますので、今後の引き続きの対応をお願いできればと思いますし、またもう一点、延長について、これは指定できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自主防災組織の補助金の交付状況でありますけれども、川額地区につきましては、令和2年度、3年度、この2年間補助金を交付しております。

常木地区につきましては、今まで交付はしたことはございません。

赤城原につきましては、元年度のみです。

入原が令和元年、3年、4年の3年間、コロナ禍ということもありまして、活動ができていないのかなという状況です。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） ありがとうございます。

やはりコロナ禍ということで、初め、組織を立ち上げて、さあというときのコロナ禍ということでありましたので、そのような活動であると報告があったと思います。

ですので、交付されたときから5年間となると、ほぼほとんどの団体が延長してくだらないと次のものができないのかなと思ったんですけれども、村長は交付延長をということで答弁していただいているので、よろしくお願いいたしますと思います。

その中で交付金の支払いの方法ですが、要綱の中には、終わった後に交付をする、交付金の受渡しということになりまして、区長から言われたのは、まず何かが必要だということで計画を立てて、お水であったり食料品であったりとか何かするのに、まずは立て替えなけりゃいけないというふうに言われました。1団体にまずは5万円、1家族1,000円ということで活動したときの交付金が決めるんですが、活動した後の報告書を見て、村長が判断をして、これは交付をしてもいいですよという決められてからの交付に、そういう流れになると思うんですけれども、それをまずは最低でも5万円をその団体の人に渡して、その中から計画をする。または計画書を、見積書を出して、ある程度のお金を代表の

方に振り込んでとかという方法はできないかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 補助金の交付手続きにつきましては、自主防災組織運営補助金交付申請書というのがございます。それと自主防災組織の活動事業計画書を初めに提出していただきます。実施した活動終了後に自主防災組織活動実績報告書とその組織の活動実績書とその活動の写真ですね。それを提出いただいて、その後交付となりますので、今の状況ですと実際活動してから補助金を出していただくという形になります。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） その要綱を変更することはできませんか。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） それにつきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） ちょっと無理なことをしたんですけれども、やはり団体の方がまず最初に立て替えて、自分のお金で立て替えている人もいるということを知っていますので、できればその流れの中で交付していただけるのであれば、そういう方法で少し検討していただければと思います。

続いての質問に対して、ありがとうございます。

こちらは個別避難計画の策定ということなんですが、私が気になっていたのは、現在策定者数はどのくらいいるのかなということで46名となっております、この方については、何かあった際には民生児童委員さんとか社会福祉協議会のほうで動いてくれるかと思えます。

1つ、その中でお伺いしたいのが、昭和村の防災の手引の中に、避難するときに支援が必要な人は事前に村まで連絡をとるという項目があります。実際にこの要支援者、またはちょ

っと心配な方、ピックアップした方が46名いらっしゃると思うんですが、そのほかにこういった働きかけといいますか、その手引の中をしっかりと読んでいかないとここ見えてこないんですけれども、避難するときに支援が必要な人、事前に村まで連絡をとるという伝達されているのか、実際に私はこのときにはちょっと動きが弱いので支援していただけますかという問合せはあったかどうかお聞かせください。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 加藤繁範君発言〕

○健康福祉課長（加藤繁範君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

あくまでも、これは個人情報でいろいろ主治医の関係とか、体の既往歴とかというのを確認をして、その情報をこちらのほうに保管をするために手挙げ方式で今やっております。そのことから、自らお願いしますよという形で、実はこの計画ができたのが平成21年12月にできています。全文見直しが令和元年8月だったかな、に行われているんですが、この14年間たっているんですけれども、自らお願いしますという方はなかなかいらっしゃらないというところですよ。

民生委員さんと地域包括支援センターで独り暮らしの方を中心に、そういう方いらっしゃいますかと手を挙げますかという形の中で登録をしております。ですので、今のところ、自らというのはちょっと確認は取れていないです。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） 防災マップができたときに、個々に配りをするときに、その方に自分の避難所、何かあったときに避難所はここですよというマークをつけて、自分のルートはこうですよと、できれば手厚く説明をしていただきたいという旨を私、話をしたことがあります。

もちろん支援が必要じゃない方には必要はないかと思いますが、できれば、村では支援が必要な方にはこういうふうにしていますよというのを広報などでももう一度PRということではないんですけれども、お知らせすることも大切かなというのは感じています。

民生児童委員の方々が本当にコロナ禍で個別訪問ができないというのを先日、その前の

ときにもお聞きしておりますので、今後の対応としては、個人情報というのは結構厳しいハードルになるかと思いますが、そういったことを1回伝達をすることによって、もしかすると私はちょっと支援が必要なのでお願いできますかというのを民生児童委員さんのほうに把握しておれば、何かの際にはそこの避難所がここですからこう行ってくださいとかというようにできるのではないかと思いますので、そういったところは今後できるかどうかだけお聞きします。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 加藤繁範君発言〕

○健康福祉課長（加藤繁範君） またホームページ等でまた周知をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） よろしくお願ひします。

続いて、3番目の災害時の備蓄品の管理ということですが、旧庁舎の西庁舎のほうには備蓄倉庫とかできておまして、大きな整理もされたかと思ひます。避難所に対しても、それぞれの備蓄品があるというふうにお聞ひしております。

その中で飲料水などは施設研修とか会議等の際に活用していらっしゃるということで無駄なく使ってくださっているかなということ、やはり予算の中からそういったものは購入しておりますので、なるべくロスにならないようなどころでしていただけたらと思ひます。

ただもしかすると配り切れないとか、もうそのまま破棄してしまうということも中にはあるのかもしれないんですけども、なるべくその破棄部分がないように進めていただけたらと思ひます。

それに付け加えまして、最後の合同訓練ということにつながってくるんですが、ほかの自治体の事例などを参考にして、村長はこれをするかしないか検討するということであるんですが、1年に1回というのは結構ハードルの高い計画だと思うんですね。ただ4年に一度、任期の間に1回は合同訓練をしてもいいかなという、私はスパンで考えています。

というのは、その備蓄品とか、それとも5年だとか10年とか、そういう賞味期限があっ

たときに、合同訓練をしたときにそこで来た人に配布をすとか、また避難したときのその食料をどういうふうに使って避難所で食べられるのか、そういったこともできますし、あともう一つは、私が考えているのは村民運動会が実はなくなっています。となると、地域の方が何かの1つのことに対して寄り添うことがなくなっているんですね。この合同防災を開催する、避難訓練を行うことで、もしかすると消防団の人に放水すとか、ちょっと女性の方に集まっていただいて、防災食、この食事を作るとか炊き出しのことをすとか、集まったときに水を配るとか、あと子供たちに防災教育をそこですとか、1つのこの避難訓練でいろいろなことができるというふうに私は考えております。

とすれば、これを毎年するのは結構大変なことかもしれないんですけども、計画を立てて合同訓練をするのはいいのかなと思います。

その合同訓練をするに当たりまして、ある学校の先生から、これは私に何を言ってくれと言ったわけではなくて耳に残ったことが、学校で引渡し訓練をされているかと思います。そのときの避難、お世話になりました。渋滞にさせてしまって申し訳ありませんでしたとおっしゃったんです。あの学校の周りに子供たちを迎えに来るのに、車が何台も来ます。渋滞をさせてしまって申し訳ありませんでしたという言葉が出たんです。これは違いますよね。何かあったときにはもっと渋滞するんです。なので、先生からそういう言葉が出るというのは、申し訳なくではなく、学校でそうやってくださって本当にありがとうございますといったほうがいいんじゃないかなというのを私は感じておりました。

なので、その学校の引渡し訓練、あとは職員の担当する避難訓練ではないけれども、15地区に配置をすとか、こういう流れをすというのを先ほど村長が林祐司議員の答弁でお話ししておりましたが、それがこの最終的に行う合同避難訓練でできるのではないかと私は考えています。

いろいろな形があると思うんですけども、何かがあったときに職員の行動、各地域の行動、それをどういうふうにしたら、15地区ある15の避難所の徹底、これは誰に手伝ってもらったらいのかというのも流れとしてくればあるのかなと思います。

というのは、2019年10月に台風の接近によりまして避難勧告が出ました。そのときに先ほど入原地区の公民館は子育保育園に避難所が移りましたとありましたが、10月1日に避難所が変わったんです。地域の方が知らない人が結構いらっちゃって、どこに避難をして

いいかというのは分からなかったという話が出ました。今回、村と県にお世話になりました。入原の公民館がいよいよ完成する方向に向かっていきます。そこが避難所になると思っています。そういったところで、また変わるということになると、その地域の方に周知をするのはもちろんのことながら、全体でどう動くのかというのを合同訓練でできたらいいかなと思いますが、私の今思いではあるんですが、この話を聞いて、村長のお話をもう一回聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問といいますか、ご意見についての意見を述べさせていただきますけれども、合同避難訓練、大変重要だと私も思います。群馬県でも毎年防災の日には防災訓練はしております。避難訓練にはなかなかならない。各関係者を集めて、こういった場合の対応はこうするああするという防災の訓練なんですけれども、やっぱり避難の訓練というのがやはりいろいろあらかじめのことになりますので、災害が起きる前の対応ということで大変大事だと、先ほども述べましたけれども、思っております。

いろいろのところで避難訓練等々の訓練をされている事案も聞いております。また、防災組織の中で一部やっておりますので、そういったことを参考にしながら、村全体でできることが可能であればしていきたいと。時にはそれぞれ皆様のご理解もいただかなければなりませんけれども、私もそこに1つ課題となるものが各地域の皆さんにお願いするという段階で、なかなか最初に全員集めることは不可能でしょうけれども、そういった1つのきっかけづくりはできるようには努めていきたいと思っております。

それから、避難所が移転した場合の周知のことですけれども、前回、そういうことで周知が遅れてしまったということがあったようでありますけれども、今後はそういうことのないように努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 倉沢つかさ君。

〔3番 倉沢つかさ君発言〕

○3番（倉沢つかさ君） 前向きなご回答ありがとうございます。

住みやすい、住んでみたい市町村というアンケートの中に、防災力というのはかなりの住みやすいところを選ぶ観点になっているようです。どうぞ昭和村が、防災力がこんなに

強いんですよ、住んでみたいんですよ、住んでよかったなと思えるような村にさせていただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 次に、8番議員 藤井貞充君。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） それでは、さきの通告のとおり一般質問をさせていただきます。

項目は2つに分かれております。鳥獣害対策について、2番目、多面的機能協議会活動についてを質問させていただきます。

まず最初に、鳥獣害対策についてを質問いたします。

イノシシ、鹿、ハクビシン、アライグマ、カラス等の農作物への被害対策について何回か質問をしております。私もわなの資格を取り、今までに鹿を7、8頭捕獲をいたしました。ただイノシシは難しく1頭もまだ捕獲できておりません。今年も農作物被害が多く畑で見られ、個々の圃場での対策では網を張ることや電気柵を設置することとなります。また、昭和村内の幾つかの地区では山林と圃場との境に金網フェンスを設置しております。永井みどりをまもる会でも電柵から金網フェンスに変えていますが、まだ設置途中でこの後数年はかかると思います。昭和村の地形で谷筋が幾つもあり、獣の移動やまたすみかになっております。山林の手入れもなかなかできておりません。

当局としては獣被害がなかなか減らないんですけれども、どんなふうな対策を考えているかお聞きします。

また、獣を捕獲していただいている猟友会のメンバーは現在14人、わなの資格を実行できる人は26人と聞きました。猟友会の会員数は減っても増えないとは聞いております。今年の捕獲数は鹿42頭、イノシシ2頭、熊1頭とのことです。新たに会員を増やして捕獲頭数の積上げを考えていただきたいと思います。

また、以前受けた答弁で赤城山麓有害鳥獣対策協議会に対策をお願いしたいとの答えがあったと記憶しておりますが、今までどんな活動を進め、効果があるのかお聞かせください。村長、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 藤井貞充議員さんの鳥獣被害対策についてのご質問にお答えをいたします。

鳥獣被害は、農業者の経済的損失のみならず、営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加など、大きな影響を及ぼすものと考えております。

初めに、村ではどのような対策を考えているかのご質問ですが、現在、既に設置されている鹿よけフェンスの修繕を行い適切に管理をすることで、獣の侵入を防いだり、猟友会に、くくりわな等の設置、見回り、駆除等を依頼しているところであります。

今後も猟友会と連携し、有害鳥獣駆除を進めていくとともに、関係団体はもとより、地域全体で取り組む必要があると考えております。また、ぐんま緑の県民基金を有効に活用し、森林整備を実施することで、獣のすみかとならないように努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、猟友会員を増やして捕獲頭数の積上げを考えてほしいとのご質問ですが、藤井議員さんのおっしゃるとおり、猟友会の会員数は14名であり、わな猟免許保持者は26名と聞いております。

猟友会員の増員につきましては、今後の有害鳥獣駆除に影響が出る可能性もあるため、早急な対応が必要だと思っておりますが、現在のところ有効な手だてがない状況にあります。

村では、広報しょうわ8月号において、群馬県が実施する狩猟免許試験の実施のお知らせを掲載したところであり、今後も狩猟に関する情報発信をし、会員の増員に向け努めてまいりたいと考えております。

また、捕獲頭数につきましては、地域の皆さんの情報提供や猟友会との現地調査等に基づき、有害鳥獣の捕獲を実施し、被害の抑制を図ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、赤城山麓有害鳥獣対策協議会の活動についてですが、平成25年1月に前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、昭和村の5市村で設立され、その後、沼田市も参加しましたが、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大や県内養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認されたことなどから、推進会議が書面のみで開催となっております。

今後は、有害鳥獣被害対策を広域的視点で協議し、被害防止対策について検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充君。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） 再質問させていただきます。

答弁の中に猟友会員の方は14名という答弁がありましたけれども、一番若い人と一番年取った人の年齢をできれば教えていただきたいと思います。産業課長かな。

○議長（片柳悦夫君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問についてお答えします。

ちょっと年齢は分からないんですけども、生年月日で。すみません。一番年上の方が78歳となり、一番若い方は27歳となります。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充君。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） ありがとうございます。

27歳の人もあるわけですか。それは心強いですね。ほとんどの人は年取った人だとお聞きしておりましたので、うれしいことです。

とにかく全体的に年取った人が多くなって、やはり山の中を歩くので大分体力的にもきついかななんて思っております。

あともう一つ、産業課長に、鹿、イノシシ、熊、ハクビシン等、獣が何種類もあるわけですが、たしか報償金ができるとお聞きしましたけれども、その内訳をお知らせ願えればと思います。

○議長（片柳悦夫君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問についてお答えします。

有害鳥獣捕獲における奨励金なんですけれども、まずイノシシが国庫補助で8,000円、県補助で8,000円の1万6,000円となります。次に、鹿につきましては国庫補助8,000円となります。あとカラスの委託料として1羽3,000円を支給しています。

以上となります。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充君。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） ありがとうございます。

ハクビシンやら、アライグマやら結構いると思うんですが、そちらのほうは出ていないんでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） 昭和村では出ていないです。

あと狩猟期間中の捕獲奨励金として、昭和村は鹿5,000円、イノシシ4,000円となっています。

以上となります。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充君。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） ありがとうございます。

なかなか猟友会の方が頑張って捕獲しているんですけども、なかなか数が減らないよりも増えているんじゃないかなという感じを受けております。特に永井は渋川市との接点ですので、昭和村で一生懸命捕って、また渋川市の猟友会も、私、知り合いがいて一生懸命やっているんですけども、とにかく山が深いので、赤城山からの獣がどんどん下がってくるという言い方はおかしいんですけども、面積が広くてなかなか被害が減りません。

わなを持っている人も、もうちょっと意識を高めてもらってわなの使い方やら、勉強会でもしていただいて、わなの設置をやっていけたらいいかなと思います。ありがとうございます。

それともう一つ、赤城山麓有害鳥獣対策協議会の活動をお聞きしましたところ、鳥インフルエンザの影響などがあって書面開催となっておるとのことです。やはり、昭和村だけで頑張ってもなかなか効果が上がらないと思います。その辺、もう一度これからの対策ですかね、連携をどのようにしていくか、再度お聞きいたします。村長。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この協議会につきましては、赤城山を中心として周りを囲む部分の地区ということになる。前橋が中心になってスタートしてくれて、そこですね。先ほど説明したとおり、うちも入って、その上で沼田市も入ってくれたということございます。

特に、渋川市、昭和村の相向かい、保護区が、なかなかそこは駆除ができないという場所、地域が、鳥獣のですね。保護区がございまして。あるの知っていますよね。

それで、そこに猟期になると避難してしまうというような話を聞いたことあるんですけども、渋川市にもいろいろそういったことの連携ができるようにいろいろなお願いをしておるんですが、なかなかそこはそれぞれの市町村の都合があって、沼田市の関係もそうなんですけれども、両サイドがちょっと空いているという状況の中で、どうしても両サイドから侵入してきたものは鳥獣が住みついてしまうという状況にあります。

そんなことがありますので、こういった会の中でまたいろいろな情報交換といいますか、いろいろな昭和村からのいろいろな発信もしていけるように、この会の中でしていきますので、よろしくお願いのほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充議員。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） というのは、私どもは永井から渋川市、旧の赤城村のところにも電工柵などしております。やはりそっちの畑のほうが多分余分にイノシシや鹿が出るかなと思っております。ただわなをかけるのは行政の境がありまして、そちらのほうには赤城村の猟友会の方にわなを設置するのをお願いして捕っているような状況です。

その辺もわなの免許を持っているからには、自分たちでもかけてもいいような、そういうようなお互いの信頼関係でできたらいいなということを常々感じておりますので、こういう質問させていただきました。ありがとうございます。

それでは、2番目の多面的機能協議会の活動についてを質問させていただきます。

現在村内では11の活動組織があり、地域のために多面的に活動をしています。最近の活動は有害鳥獣防止の金網フェンスを進めていますが、村道、農道脇の木々が伸びて通行に邪魔になっているようなところもあります。多面的機能活動で認定道路脇は木を切れない

と説明を受けました。もう少し柔軟にできないのかの説明を聞きたいと思います。

また、県の説明では、認定道路に多面的活動の事業をするために二重の交付金だと言われた記憶があります。この辺はどうなっているのかお聞きします。村長。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの2項目めの多面的活動についてのご質問にお答えをいたします。

村道、道路脇の木々が伸びて通行に支障を来しているとのことですが、農地維持・共同交付金で行える活動といたしましては、田畑に影響するような日照不足解消のための小枝切りや枝払いなどがあります。

また、令和3年度の制度改正により多面的機能の増進を図る活動の中で、鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化を選択していれば、農作物を守るための農地周りのやぶや木の伐採に加え緩衝帯の設置も可能となっております。

なお、今回のご質問にあります道路脇の木々の小枝切りに関しましては、国・県・市町村が管理者となっている道路や河川などでは対象となりませんが、農地や農道に係る部分では対象となることもあります。

今後、木々により通行に支障を来している箇所があれば、その対策等について検討してまいりますので、事前にご相談いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充議員。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） 皆さんご承知のとおり、多面的機能活動では、農地継続支払交付金、また資源向上支払交付金、また長寿命化と3つに内容が分かれておまして、最初のところや鳥獣害防護柵の設置やら、農道の砂利敷きの補充、その他農道の整備、または資源向上支払交付金では、花植えやら清掃活動、または道路愛護などの活動も含まれております。また、資源向上支払いの交付金の長寿命化交付金では、水路の整備、農道の整備、安全柵の整備など、また大きな工事では外注も可能となっております。

また昭和村では、なかなか水田の面積が少ないので、農道の整備などに我々もかかっていたんですけれども、なかなかこのところの県との方策というんですかね、整備で水路

兼農道の補修などを行っていたんですけども、なかなか可能となるようなことはできません。最近では、鳥獣害の防護柵の設置が主な仕事となっております。木を建設課にお願いして切ってもらえばいいんですけども、なかなか細かいところまでは村も手が回らないんじゃないかなんて思っています。その辺のやり方を何かもうちょっと柔軟にできなかなと思っております。建設課長、答弁お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

多面的機能支払交付金の関係ですけれども、こちらでは、やはりおっしゃいますように認定道路につきましては、大きなことはできないこととなっております。

ただご質問にもございます小枝切り等に関しましては、場合によってはできることもございますので、その辺は事前にご相談いただきまして、村でできること、多面でお願いしたいこと、それぞれ分けて実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 藤井貞充議員。

〔8番 藤井貞充君発言〕

○8番（藤井貞充君） ありがとうございます。

何でこんなに多面的機能の活動はやりづらくなったかなとはいろいろ考えているんですけども、我々にも何か落ち度があったのかなと思いつつ、今までやっておりました。

しかし、県からの指導がちょっと我々と感覚が違っているんじゃないかなと、そのように思っております。その辺は現場現場で当局と相談しながら、今後やっていければなと思っております。

これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 次に、9番議員 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 時間が押しているようですが、何とか早めに終わらすようにしますので、ご協力をお願いします。

通告した3項目にわたり、項目ごとに質問させていただきます。

最初に、戦後78年に当たって伺います。

毎年、8月の広島・長崎や終戦記念日には、追悼行事や新聞テレビでも第2次世界大戦をめぐる多くの報道がなされています。戦前、軍国主義国家であった大日本帝国は、ドイツのヒトラー、イタリアのムッソリーニと日独伊防共協定を結び、世界を相手に侵略戦争を推し進め、台湾・中国東北部・朝鮮半島を植民地にするなど、アジア諸国民2,000万人もの人々を虐殺し、日本人310万人が犠牲となりました。

さらに、広島・長崎の原爆による犠牲者は、日本人だけではありません。植民地から強制連行された数百万人の台湾・中国・朝鮮人の徴用工など、約10万人が被爆し5万人が即死しています。

また、10万人もの犠牲者を出した関東大震災では、同じ被災者であった中国人や朝鮮人6,700人以上を虐殺するという痛ましい事件も起きています。この悲惨な侵略戦争を二度と繰り返さないために、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と誓い、今日まで78年間、国民の不断の努力によって平和が維持されてきました。

しかし、78年という月日は、確実に戦争を体験していない世代へと移り変わり、国の調査でも、遺族の高齢化などで全国1万6,235の戦没者慰霊碑のうち、2,275基が管理不良・管理者不明となり、経年劣化や放置が増えているとのことでした。

貝野瀬地区では、武尊神社隣接の慰霊碑を、春秋の観音様のお祭りの際、きれいにして区各種役員一同で追悼しています。

森下地区にある村の忠霊塔の村有地2,375平方メートルについても、有効活用されなくなり、雑草が生い茂っている期間が長くなっているように思われます。

また、毒ガス用の不発弾発掘が相次ぎ、新聞記者より、戦前の赤城演習場について取材を受け、赤谷のトーチカや旧東中校舎など、旧陸軍の施設についても調べ直してみましたが、資料が少ないことが分かりました。

今、ロシアの侵略戦争に乗じて、軍事費を5年間で2倍に増やすこと、そのお金で空母建造や敵基地攻撃用トマホークミサイル、F35ステルス戦闘機、オスプレイなどの武器を

大量にアメリカから購入したり、核攻撃に備えて自衛隊基地に地下核シェルターを建設する計画まで進められています。

当然ながら、軍事費倍増なら、消費税2%相当額の大増税が心配されます。再び戦前の軍国主義国家に逆戻りさせるような憲法違反は、絶対に許すわけにはまいりません。そこで具体的に伺います。

①村内全ての戦没者慰霊碑の管理などの現状、追悼式の開催や遺族会の現状と今後の対応はどのように進められるお考えなのか伺いたい。

②古墳など埋蔵文化財などと同様に戦前の赤城演習場などの記録や戦跡の調査や保存にも取り組むよう求めます。

③大軍拡・大増税で再び軍国主義に逆戻りしないよう尽力を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林幸司議員さんの戦後78年に当たってのご質問にお答えをいたします。

まず、①の村内全ての戦没者慰霊碑の管理などの現状、追悼式の開催や遺族会の現状と今後の対応はどのように進めるかについてですが、村内には、ご質問の貝野瀬地区の慰霊碑のほかに、森下地区に忠霊塔がありますが、毎年、終戦記念日が近づくと、遺族の会と森下長寿会の皆さんが、合同で清掃活動をしていただいております。

また、追悼式の開催や遺族会の現状と今後の対応についてですが、戦没者追悼式は、5年ごとの節目の年に開催しておりましたが、戦後75年目の令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により翌年に見送り、翌年もやむなく中止となってしまいました。

次回の開催は、80年目の節目の年である令和7年度を予定しております。

遺族の会の現状と今後の対応につきましては、現在、遺族の会の会員は60名と聞いております。

高齢化が進み、会員数が年々減る一方ではありますが、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えていくことは、私たちの責務であると考えております。

今後、次世代へ記憶の継承を行い、平和への思いが途絶えることのないよう取り組ん

でまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、②の戦前の赤城演習場などの記録や戦跡の調査や保存に取り組むよう求めるについてですが、村誌久呂保に記載されている内容としては、「沼田に東部第41部隊の新設により、赤城演習場ができたため、昭和15年1月、今の横道上から松ノ木平の上辺を横切る道路まで陸軍に買収され、今の松ノ木平は全部移転を命じられ、下板戸へ転居させられる者、下村へ降りる者等で、明治38年より草分け開墾されて以来、約40年で、もとの原と化してしまった」とあります。

また、糸之瀬村誌の記載には、「昭和16年12月4日演習地として、赤城原が1,200町強制的に買い上げられ、郡内の各村々からの勤労奉仕によって大きな射撃場や赤谷にあるトーチカなどが造られました。また、41部隊がこの演習地に来るため、同じ頃、今の中学校の東側3町4反の地に一面に兵舎が建ち、翌年、現中学校の西側に道を挟んで9反7畝の土地に陸軍気象部ができました」とあります。

残念なことに確認できた資料は少なく、赤城演習場などの記録や戦跡の調査や保存が難しい状況にあります。

林幸司議員さんのご指摘のあった、菊池実著「近代日本の戦争遺跡」には赤城演習場について詳しく記載があったため、今後は、書籍を購入し公民館図書室で貸し出し、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、そのほかの資料収集につきましても、情報を募り、できるだけ有効に活用できるように努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、③の大軍拡・大增税の再び軍国主義に逆戻りしないよう尽力を求めるについてですが、昨年12月に安全保障関連3文書が閣議決定されました。

私は、先制攻撃や軍事力行使が、日本の安全に良い方法であるとは思っておりません。

国の安全保障につきましても、政府において判断される事柄であると考えておりますが、軍事力の行使は、戦争を巻き起こす一因となり、お互い、罪もない一般の人々の犠牲を伴う行為ですので、絶対に起こしてはならないと、強く感じております。

今後の日本にとって重要な問題であると思っておりますので、国会において十分な議論がなされることを望み、今後の動向を注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 国の調査では、全国に1万6,235か所の慰霊碑があるということが公表されているわけですが、その中の昭和村には2つしかないということで、今、村長の答弁で、もう少しあるのかなと思っていたんですが、2か所しかないということで間違いないでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 私が職員を通して確認をさせたところ、そういう報告ですので、それが間違いであるか、ちょっと定かではありませんけれども、今、私が確認した範囲ではそういうことですので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 全国の数は、多分国が各市町村を通じて集計をしている数なので、昭和村としても幾つということで報告は国のほうにしてあるということなので、私もちょっと村内回っていてあまり気がつかないので、見当たらないなどは思ってはいますが、2か所ということですね。

それと遺族会も確かにもう高齢化をして、過日、私も父親が亡くなりまして、父親の兄が戦没者でありますので、遺族ということで遺品整理をしておりましたら、遺族会の名簿だとか役員だとか、一緒にどこか旅行に行った写真だとか、遺族会の活動のが出てきたんですけれども、もう確実に高齢化しています。そして、森下の長寿会、私も今、貝野瀬長寿会で一応頑張らせていただいているんですが、もう消滅寸前という状況で、なかなか前は武尊神社の管理なんかは長寿会がやっていたんですけれども、もうやり切れなくなって今、区長さんがお祭りの前に、区長さんと役員で掃除、清掃活動せざるを得なくなったりしていますので、この森下のところも、子供の遊び場なんかもブランコや何かもあるわけなんですけれども、昔は結構子供がいて遊んでいたりして草ぼうぼうにはなっていなかったと思うんですけれども、今はもう多分年間通してほとんど8割方、8月の時期だけ、こ

の間行ってきましたけれども、草刈りしてもらって、それ以外のときはもう全く管理がされていないというふうな状況だと思います。

ここは村有地でありますので、村の施設としてどうなのかということの提起だけさせてもらいます。本来なら村が責任持って、年間何らかの形で管理すべきものだと言わざるを得ないわけなんですけれども、もうほとんど草ぼうぼうにしておいていいのかという問題提起で、私も高齢者の人に言われたんですよ。草ぼうぼうになっているけれども、村は管理しないのかいと言われましたので、ちょっと提起してみました。

村長さんも、森下の地元でよく承知しているので、できるだけ管理ができるようにいろいろ知恵を絞ってもらいたいなというお願いだけしておきたいと思います。

あと戦争をめぐる問題というのは、非常になかなか難しい問題で、戦争が終わったときにやはり戦争に関わる資料はほとんど廃棄を、軍隊がね、ほとんど焼却したり、埋めたり、廃棄して資料がほとんどなくなっているという現状の中で、そしてまた日本はやっぱり加害者としてあまり記憶にとどめたくないという流れがあるのか、一生懸命、その戦前の加害の歴史を調査するというような形、あまり国は取らない。関東大震災の朝鮮人問題なんかも、官房長官が資料がございませんのでなんて、平気で言う国ですから、ちょっと党派を超えてやっぱり二度と戦争しないという点で、国民的な世論でやっていかないと大変なことにまたなりそうな雲行きが感じておりますので、村長にご尽力をお願いして、時間もありますので、次の食料安全保障のほうに移りたいと思います。

世界的な猛暑で山火事が多発するなど地球沸騰化、気候危機は大変深刻です。世界人口も毎年1億人ずつ増え続け、ロシアの侵略で輸入農産物が高騰し、世界的な食料不足、危機は深刻さを増して10億人が飢餓に苦しんでいます。

日本は、過去半世紀、アメリカに輸入自由化を迫られ、麦・大豆・牛肉・かんきつ、主食の米まで市場開放、輸入拡大を続けてきました。

その結果、基幹的農業従事者が、ここ10年だけで3割も減少し、東京都を超える面積の農地が失われるなど、農業崩壊の危機が広がり、食料の自給率はどんどん低下の一途をたどってきました。

農業生産は、市場任せでは成り立ちません。欧米では、価格保障や手厚い所得保障で経営を支え、農村や環境を維持し、食料自給率を向上させています。

今こそこの亡国の農政を改め、輸入自由化路線を転換し食料主権を回復させることが急務です。価格保障や所得保障を抜本的に充実させるとともに、経営規模の大小や専業・兼業、家族や法人などの形態を問わず、多様な人々を全て大事な農業の担い手として位置づけ支援することも重要です。

国民の命を守るというなら、軍事費倍増ではなく、命の源である食料を生産する農業予算こそ増額し、食料安全保障を推進すべきと考えます。

①食料自給率の向上は、村民の命と村農業の今後に関わる大問題であり、基本法見直しに当たり、食料安全保障の強化という観点からの尽力を求めます。

②とりわけ、理不尽な輸入自由化政策の見直しについて尽力を求めます。

③畜産・酪農危機を打開し、畜産物・飼料・肥料の自給率向上へ尽力を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 2項目めの食料安全保障についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の食料安全保障の強化という観点からの尽力を求めることについてですが、国は食料安全保障の強化を図るため、現在の農政を方向づけてきた食料・農業・農村基本法の見直しを行っております。これは生産者の減少や輸入環境の変化など、食料安全保障が危ぶまれていることが背景にあります。

また、国内農業においては、生産資材や原料等の価格高騰に直面しております。本法の見直しには、本村の基幹産業である農業の将来に関わることでありますので、引き続き国の動向を注視し対応してまいりたいと考えております。

次に、②の理不尽な輸入自由化政策の見直しにつきましては、令和4年度の食料自給率はカロリーベースで38%でした。約60%を輸入している状況であります。

世界の食料情勢が不安定になる中、輸入が制限される可能性もあるため、安定した食料供給を継続させるためには、食料自給率を向上させることは喫緊の課題であります。

村としましても、食料自給率の向上が図られるよう農業を推進し、輸入自由化政策につきましては、近隣市町村と情報を共有し連携しながら、必要に応じて関係機関に働きかけていきたいと考えております。

次に、③の畜産・酪農危機を打開し、畜産物・飼料・肥料の自給率向上へ尽力を求めるにつきましては、家畜農家の経営安定を図るため、今回の補正予算でお願いをしております畜産農家応援事業により支援を行うことになっております。

この事業は、飼育をしている家畜の頭数に応じて支援金を支給するもので、1頭当たり、乳用牛2,000円、肉用牛1,000円、豚500円、1経営体当たりの上限200万円とする、村単独事業となります。

また、国や県等へ持続可能な畜産政策を要望するとともに補助事業等を活用しながら、畜産農家の経営安定を図り、畜産物・飼料・肥料の自給率向上につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 今回の基本法の改正に当たりまして、農業関係に関わることを全体的にまとめて、こういう政策を出させていただいたと。私がつくったわけじゃないんですけども。かなり細かいところまで触れられていて、日本の農業の将来どうするんだということが提起されております。村長にも資料で差し上げておきましたので、まだ読んでなかったらぜひ読んでもらって、本当に戦後、どんどん輸入が増やされて日本の農業が大変な思いをしてきたと。

これ国策でそういう形でやられてきている経過とかいろいろあります。今でも北海道なんか牛乳が余っていたら捨てなさいと、捨てさせられている一方で、外国からチーズなどは輸入するというようなやり方になっていますし、米なんか減反政策されながら、今70万トンのミニマムアクセス米を義務で毎年輸入しているという、いろいろ政治的な面が、難しい面があるので、村長もお考えはいろいろあるかと思っておりますけれども、昭和村の農業の将来を考えたり、日本の国民の本当に命を守るというんだったら、まずは今、軍事費よりも食料の自給率こそ増やすべきじゃないかということで一言お伺いしたわけなんですけれども、村の将来も含めて、ぜひ村長としても党派を超えて、国の将来、村の将来を考えて、ぜひ国民、村民が飢え死にしないような村づくり、国づくり、ご尽力お願いをしたいと思っております。

時間もありますので、最後の3項目めの質問に移ります。

ジェンダー平等について伺います。

誰もが性別にかかわらず個人の尊厳が大切にされ、自分らしく生きられる、全ての人にとって希望に満ちたジェンダー平等の社会が求められています。

世界中で、夫婦同姓を義務づけ、女性が改姓する国は日本だけです。明らかなジェンダ―格差があり、選択的夫婦別姓制度を早急に導入し、18歳になった時点で本人の申立てにより改姓など選択ができるようにすべきです。

同性婚を認める民法改正やLGBT、これにQがつくらしいんですけども、平等法の制定、本村でもパートナーシップ制度を早急に導入すべきです。痴漢ゼロの実現、女性に対するあらゆる暴力の根絶。子供たちの年齢・発達に即した、科学的な包括的性教育の導入。明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止し、女性本人の意思や権利としての避妊や中絶医療を保障すべきです。

そして、賃金の平等はジェンダー平等社会を築く上での土台中の土台です。正社員でも、女性の賃金は男性の77.6%で、非正規を含む平均給与では、男性532万円、女性293万円、55%、国税庁の調査です。生涯では何と男女で1億円近い格差になります。

女性活躍推進法に基づいて、男女賃金格差の公表が義務づけられ、企業が公表するようになりましたが、内閣府令改正により、今年度から市町村等にも男女差の公表が義務づけられました。そこで、具体的に伺います。

①婚姻の平等、選択的夫婦別姓、LGBT差別解消パートナーシップ制度、母体保護法改正など、ジェンダー平等社会の実現へ尽力を求めます。

②役場職員の男女賃金格差の現状について、内閣府の比較基準に基づいて説明を求めるとともに、格差の解消、改善を求めまして、最初の質問とします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 3項目めのジェンダー平等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①婚姻の平等、選択的夫婦別姓、LGBT差別解消パートナーシップ制度、母体保護法改正など、ジェンダー平等社会の実現に尽力をを求めるについてですが、現在の男女不平等や女性差別には、慣習や風習、個人の思想などが様々な要因が根底にあり、この間

題を解決することは容易ではないと思っております。

しかし、今後の社会を見据えたときに、女性なくして社会の発展は考えられず、持続可能な地域社会の発展には、男女が共同で、社会を切り開く視点が必要だと考えております。

ジェンダー平等とは、一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

ジェンダー問題についての私たち一人一人の理解と認識は、これからの世代の未来につながっていくものであり、ジェンダー平等社会の実現に向け、自治体自身の自己変革が必要であり、私も含め職員の意識改革等を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、②役場職員の男女賃金格差の現状についてですが、令和3年6月議会で、役場職員の昇給昇格の男女格差の是正を求めるとの一般質問を踏まえ、その際に私から、男女間における昇格の差異につきましては、長い間運用されてきており、これについては私自身も改めていきたいと回答した経緯がございます。

その後、令和4年1月の定期昇給に合わせて給与の是正を行い、現時点においては、男女間の給与格差については解消されたと考えております。

また、内閣府の比較基準に基づいて説明を求めることについてですが、内閣府は令和5年度より職員の給与の男女の差異の情報公開を各自治体に義務づけ、昭和村もホームページ上で公表しております。

調査方法は、正規職員だけでなく、会計年度任用職員のフルタイム職員、パートタイム職員も含まれており、毎日勤務している職員も、月1日勤務している職員も全て合わせることになります。

昭和村の全職員の男女の給与の差異は、勤続年数の差や非正規雇用の割合などにより60.0%となっておりますが、この数値をもって男女の差異があるとは必ずしも言い切れないと考えております。

ただし、この数値が公表されることとなりますので、この差異を検証し、必要に応じて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司議員。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） パートナップシップ制度のように、市町村が県も含めて、多くの自治体でできることはということで始めているところもございます。県内でも始まっていますので、遅れを取らないように、昭和村としてはどういうことができるのか、住民課の関係になるのかと思うんですけども、ぜひ他市町村の動向も踏まえて、できることは一歩踏み出してもらいたいと思います。

それとこの職員のほうは、正社員については是正をしていただいたということで画期的なことだったと思うんですが、国のほうは、内閣府は一定の従業員のいる企業が全部公表されました。そのほか東京都だ、大阪府だとか、国の省庁も全部公表されて、総務省は73%、財務省は64%、東京都は91%とかというのが出ているんですけども、昭和村も正職員だけで何%、全部の職員で何%とか、3項目ぐらいに分けて公表、それは村のホームページで公表するだけじゃなくて、内閣府のホームページで日本中の市町村が比較されることになります。ですから、よく精査していただきまして、昭和村は群馬県一遅れているのかなんてことも、分かりませんよ。ほかの市町村と比較してね。ぜひもうそういうことが決まっております。

今年中には国のほうが各市町村から調査をして国のホームページで全部公表するということで、60%という数字が今、村長出さざるを得ないのかなと言っていましたから、これ数字が出るだけじゃなくて、やはり実際、その60%をどうしたら70にできるのかとかという、やっぱり努力してくれということが目的なので、昭和村もそういう観点でなかなかお金の問題も絡んできますが、男女のこの格差が縮むようにぜひこの機会にいろいろ政策を講じていただくようお願いをして、もうお昼5分前になりましたので、今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） これにて一般質問を終わります。

◎日程第2 請願等文書表について

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、請願等文書表についてを議題といたします。

受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、十分審査をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（片柳悦夫君） 以上で本日の日程、全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分散会